

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日まで
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休暇など諸制度の周知

<対策>

- 診療部・管理部内の相談窓口の活用
- 「育児・介護休業規程」の職員への周知徹底
- 配偶者が出産する男性職員に対し、育児休業取得促進の指導

目標2：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 各部門の有給休暇消化率の調査
- 有給休暇消化率の低い部門への消化促進の指導
- 各部門の有給休暇を取得しやすい環境づくり